

児童手当用年金加入証明書について

国民年金加入中および年金未加入の方は、証明書の提出は必要ありません

児童手当の認定請求等の手続きにあたり、厚生年金等に加入されている方は、年金加入証明書が必要です。ただし、下記の健康保険証または共済組合員証をお持ちの方は、受給者ご本人の健康保険証または共済組合員証のコピーをご提出いただければ、年金加入証明書の提出は必要ありません。

- (1) 健康保険被保険者証 (例) 全国健康保険協会、〇〇健康保険組合
- (2) 私立学校教職員共済加入者証
- (3) 船員保険被保険者証
- (4) 日本郵政共済組合員証
- (5) 全国土木建築国民健康保険組合員証
- (6) 文部科学省共済組合員証 (大学等支部に限る)
- (7) 共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人又は地方行政法人であることが明らかなもの

児童手当用年金加入証明書

下記の者は、次のとおり厚生年金・共済年金に加入していることを証明します。

氏名	
生年月日	
住所	琴平町
年金の種類	厚生年金保険 ・ _____ 共済組合
現在の事業所での加入年月日	昭和・平成・令和 年 月 日

令和 年 月 日

(証明者) 事業所所在地

事業所名称

代表者又は責任者

連絡先電話番号

印

【事業所ご担当者様へ】

- 必要事項の記載があれば、事業所独自の様式でも差し支えありません。
- 退職後に健康保険等に任意継続加入されている方は、証明の対象になりませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】
琴平町役場 子ども・保健課
TEL (0877) 75-6719